

令和6年10月7日

債権者各位

## 通 知 書

奈良市高天市町11番地高天飯田ビル6階  
やすらぎ法律事務所

TEL 0742-24-2003 FAX 0742-20-2588

株式会社お茶の玉宗園代理人

弁護士 小泉隆志

弁護士 小谷桃子



冠省

当職らは、債務者：株式会社お茶の玉宗園（京都府京田辺市草内宮ノ後29番地、代表取締役 奥西克旨、以下「玉宗園」といいます）の代理人として貴社にご通知致します。

玉宗園は、貴社をはじめとする多数の金融機関からの負債を抱えて、返済に窮するようになりました。当職らは、玉宗園の資産、債務を総合検討した結果、自己破産申立以外に債務を処理する方法はないと判断し、手続を進めることになりました。

現在、当職らにおいて破産手続に必要な書類の準備作成を進めております。なお、破産申立後、破産決定がなされた後は破産管財人（弁護士）が選任されます。

つきましてはご多忙中誠に恐縮ですが、貴社の玉宗園に対する債権額を別紙債権調査票にて、当職らまでFAX等でご回答下さいますよう、お願い致します。

債権者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、玉宗園の窮状をお察しの上、ご配慮頂けますよう、また、本件についてのご連絡・お問い合わせは書面により郵便またはFAXにて当職ら宛に頂き、代表取締役やその親族等へのお問い合わせ等はお控え頂きますようお願い申し上げます。

以上、ご通知致します。

株式会社お茶の玉宗園代理人

弁護士 小泉 隆志 先生

弁護士 小谷 桃子 先生

令和6年10月●日

## ご 連 絡

京都府茶協同組合 代表者

理事長 森 下 康 弘

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当職は、京都府茶協同組合（以下「当方」といいます）の代表者として、株式会社お茶の玉宗園殿（以下「貴社」といいます）に対し、ご連絡差し上げます。

当方は貴社に対し、売掛金債権 9,720円を有しております。

また、当方は貴社に対し、組合員の持分払戻債務 120万円を有しております。

そこで、当方が貴社に対して有する売掛金債権を自動債権とし、貴殿が当方に対し有する組合員の持分払戻債務を受働債権として、対当額で相殺いたしたく存じます。

つきましては、当方は、下記1. 貴社に対する売掛金債権 9,720円と、下記2. 組合員契約に基づく持分払戻債務 120万円とを、本書をもちまして、対当額にて相殺いたしますことを通知いたします。

### 記

1. 売掛金債権

金 9,720円

2. 組合員契約に基づく持分払戻債務

金 120万円

ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具